

別表（第3条関係）

1回の治療に要する旅費助成基準額

区 分	交 通 費	宿 泊 費
<p>県内の指定医療機関 で受診した場合</p>	<p>①航空機運賃 沖永良部空港から鹿児島空港 までの鹿児島離島航空割引を適 用した往復運賃</p> <p>②船賃 和泊港から鹿児島新港までの 2等往復運賃</p>	
<p>沖縄県の指定医療機 関で受診した場合</p>	<p>①航空機運賃 沖永良部空港から那覇空港ま での往復運賃</p> <p>②船賃 和泊港から那覇港までの2等 往復運賃</p>	<p>1泊5,000円 ※2泊分まで</p>
<p>沖縄県以外の県外の 医療機関で受診した 場合</p>	<p>鹿児島県内の医療機関で受診し た場合の費用を上限として算定</p>	